第２節　株式の消却
１　ホテル関西の株式の消却
ホテル関西は、前節１による株式取得の日に、その取得した自己株式1000株を消却する。
２　関西エコノミーの株式の消却
関西エコノミーは、前節２による株式取得の日に、その取得した自己株式1000株を消却する。
第３節　資本金の額の減少
１　ホテル関西の資本金の額の減少
ホテル関西の資本金の額を以下のとおり減少する。
⑴　減少する資本金の額　金1000万円
⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日
資本金の額の減少が効力を生ずる日は、第４節１に定める募集株式発行の効力発生日とする。
２　関西エコノミーの資本金の額の減少
関西エコノミーの資本金の額を以下のとおり減少する。
⑴　減少する資本金の額　金1000万円
⑵　資本金の額の減少が効力を生ずる日
資本金の額の減少が効力を生ずる日は、第４節２に定める募集株式発行の効力発生日とする。
第４節　募集株式を引き受ける者の募集
１　ホテル関西の募集株式を引き受ける者の募集
ホテル関西は、次のとおり募集株式を引き受ける者を募集する。
⑴　募集事項は、次のとおりとする。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の数　100株
③　募集株式１株の払込金額
１万円
④　払込期日　更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日
⑤　増加する資本金の額　100万円
⑥　増加する資本準備金の額　０円
ただし、上記②の募集株式数、③の募集株式１株の払込金額、④の払込期日、及び⑤の増加する資本金の額については、管財人が、裁判所の許可を得て変更することができるものとする。
⑵　募集株式は、その全部を、下記の者に割り当てる。
記
大阪市北区堂山町４番４号阪急東ビル
株式会社津多家
２　関西エコノミーの募集株式を引き受ける者の募集
関西エコノミーは、次のとおり募集株式を引き受ける者を募集する。
⑴　募集事項は、次のとおりとする。
①　募集株式の種類　普通株式
②　募集株式の数　100株
③　募集株式１株の払込金額　１万円
④　払込期日　更生計画認可決定日から１か月を経過する日の属する月の末日
⑤　増加する資本金の額　100万円
⑥　増加する資本準備金の額　０円
ただし、上記②の募集株式数、③の募集株式１株の払込金額、④の払込期日、及び⑤の増加する資本金の額については、管財人が、裁判所の許可を得て変更することができるものとする。
⑵　募集株式は、その全部を、下記の者に割り当てる。
記
大阪市北区堂山町４番４号阪急東ビル
株式会社津多家
３　募集株式の追加発行
管財人は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数に係る定款規定を変更した上で、新たに定めた発行可能株式総数に満つるまで募集株式を発行することができる。
第５節　株主の権利
更生手続中は、更生会社２社の株主に対する剰余金の配当は行わない。
第11章　定款の変更
第１節　ホテル関西の定款の変更
ホテル関西の定款を、別紙14「定款（ホテル関西）」のとおり全部変更する。
第２節　関西エコノミーの定款の変更
関西エコノミーの定款を、別紙15「定款（関西エコノミー）」のとおり全部変更する。
第３節　その後の定款変更
管財人は、裁判所の許可を得て、前２節の規定による変更後の定款規定を、さらに変更することができる。
第12章　役員の選任等
第１節　ホテル関西の取締役の選任
更生計画認可決定の日現在のホテル関西の取締役及び監査役はすべて退任し、次の者を新たにホテル関西の取締役に選任する。
氏名　上田　正宜
住所　静岡県三島市東壱田８番地の６
備考　税理士・公認会計士
第２節　関西エコノミーの取締役の選任
更生計画認可決定の日現在の関西エコノミーの取締役及び監査役はすべて退任し、次の者を新たに関西エコノミーの取締役に選任する。
氏名　上田　正宜
住所　静岡県三島市東壱田８番地の６
備考　税理士・公認会計士
第３節　任期
前２節の規定により選任された取締役の任期は、更生計画認可決定後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
第４節　役員の変更等
第３節の期間（当該期間の満了前に更生手続が終了したときは、当該終了までの期間）内に取締役の変更、補充又は増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人がこれを行う。
変更又は補充により選任された取締役の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同期間とする。
第13章　その他更生計画案において定めるべき事項
会社更生法167条１項６号及び同７号に定める事項はない。
（別紙１ないし別紙15　省略）
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

平成２２年（ミ）第１号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社日本航空
平成２２年（ミ）第２号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社日本航空インターナショナル
平成２２年（ミ）第３号
東京都品川区東品川２丁目４番11号
更生会社　株式会社ジャルキャピタル
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成22年９月10日から平成22年11月19日まで
３　決議の組分け　各更生会社について、それぞれ、更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年11月12日
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第８部
平成２２年（ミ）第４号
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
更生会社　ジャパンサイクル株式会社
１　議決権行使の方法　書面による投票
２　投票期間　平成22年８月31日から平成22年９月27日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月16日
平成22年８月31日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２２年（再）第２号
岐阜県羽島市桑原町八神2077番地
再生債務者　株式会社鈴木組
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岐阜市司町38　酒造会館２階　弁護士　鍬口　　崇